

光回線の勧誘にご注意！

【事例】

電話で「光回線の通信料が今より安くなる」と勧誘され、契約先のプラン変更だと思い申し込んだが、実際は別の事業者で、支払いは安くなっていなかった。解約したい。

【すぐに返事をせず、契約内容をよく確認してください。必要がない場合は、きっぱり断りましょう】

「安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなる場合があります。勧誘されてもすぐには返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認し、必要がない、内容が理解できない場合は、きっぱり断りましょう。

◇ 契約前に説明書面の交付を求め、契約先を必ず確認したうえで契約内容をきちんと理解し、納得してから契約しましょう。

◇ 光回線サービスは、初期契約解除制度の対象です。契約書を受け取った日を初日として、8日以内は、事業者の合意なしに解約することができます。ただし、事務手数料、工事費、利用したサービス料は支払う必要があります。解約したい場合は、すぐに事業者に書面にし、簡易書留で申し出ましょう。

※ 少しでも不安に思ったら、消費生活センターまでご相談ください。

【消費者ホットライン（☎188）！】

消費者ホットライン（☎188（局番なし））は、近くの消費生活相談窓口を案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

土・日、祝日など近くの消費生活相談窓口が開所していない場合には、国民生活センターにつながります。

※ 消費者トラブルで困ったときは、「一人で悩まず、まずは相談！」消費者ホットライン（☎188（局番なし））をご利用ください。